

計画策定部会の設置について

1 設置の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき策定する「第 8 期西東京市障害福祉計画・第 4 期西東京市障害児福祉計画（以下「計画」という。）」の策定にあたり、必要な事項の検討を行うため、西東京市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、障害者福祉の計画について調査、協議及び検討を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

3 委員構成

部会は、下記の 14 名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 保健及び医療関係者 2 人以内
- (3) 障害者施設関係者 5 人以内
- (4) 障害当事者 2 人以内
- (5) 公募による市民 3 人以内

4 令和 7 年度スケジュール（案）

令和 7 年 6 月末頃 計画策定支援業務委託事業者決定

令和 7 年 8 月頃 第 1 回計画策定部会

令和 7 年 10 月～11 月頃 アンケート調査・ヒアリング調査実施

令和 8 年 1 月頃 第 2 回計画策定部会

令和 8 年 2 月頃 令和 7 年度第 2 回協議会に報告

※令和 8 年度は 5 回程度部会を実施予定。